

10. 献 血 事 業

(1) 献血推進事業

昭和39年「献血の推進について」の閣議決定を受けて、国・地方公共団体・日本赤十字社の三者が一体となって献血事業の推進を行うこととなり、昭和40年に本県は献血事業を開始した。

それ以来、昭和44年の民間商業血液銀行による輸血用血液の製造中止、昭和57年の献血手帳様式の改定に伴う預血的運用廃止等純粋な献血制度への転換が進められ、平成23年度末までの延べ献血受付者数は2,980,502人で、献血者数は2,565,577人となつた。

平成23年度の献血者数は、県民の5.0%にあたる57,575人の方から献血をいただき、献血者目標の56,300人に対し102.3%の目標達成率であった。

また、県内医療機関に供給した224,345単位の輸血用血液製剤は、88.9%県内献血で賄うことができた。しかし、「アルブミン製剤」・「免疫グロブリン製剤」等の血漿分画製剤については、まだ海外からの輸入に依存している状態である。

これらについて、昭和59年10月厚生労働省に「血液事業検討委員会」が設置され、血漿分画製剤の自給対策採血基準の見直しについて検討されている。

昭和62年9月に「新血液事業推進検討委員会」が設置され、平成元年9月にその第一次報告が提出された。

この中では当面血友病患者に不可欠な血液凝固因子製剤を平成3年度中に、その他の製剤については段階的に国内自給対策を進めるという基本方針が示された。これに基づき定められた都道府県別の原料血漿確保目標に沿って今後の血液事業が推進されることとなった。

平成2年12月に第二次報告が提出された。この中では特に前述の血液凝固因子製剤の自給目標達成のため、採血基準の見直しと血液製剤の使用適正化の推進が示され、これに基づき平成3年4月1日から採血基準が改正された。

平成4年3月に日本赤十字社の献血由来血液凝固第VIII因子製剤（クロスエイトM）の製造・供給が開始された。

平成11年4月1日から、献血年齢が一部の採血を除き、64才から69才に引き上げられた。

平成11年6月10日、厚生労働省より「血液製剤の使用指針」及び「輸血療法の実施に関する指針」が示され、平成17年9月に全面改定、平成19年7月及び平成24年3月に一部改正された。

平成11年8月1日から、近畿ブロックでHTLV-1抗体陽性献血者の希望者に通知が開始され、医療機関・保健所・精神保健福祉センター等で健康管理・相談体制が整備された。

平成11年10月1日、献血血液におけるHRV、HCV、HIVの検出精度を高めるため、NAT（拡散増幅法）検査が導入された。

平成15年6月、NAT（拡散増幅法）検査を導入してもウイルスを完全に排除することは不可能であることが明らかにされ、平成16年7月に「輸血医療の安全性確保のための総合対策」が取りまとめられた。

平成15年7月30日、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が施行され、基本理念や関係機関の責務等が規定された。

平成17年4月1日、血液製剤による変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の伝播の防止対策のための献血制限が国民の医療に支障を來さないよう、献血の確保、適正使用の推進等を図るために、厚生労働省に献血推進本部が設置され、平成17年6月から「海外渡航歴による献血制限」が強化された。また、「危機管理対応」並びに「献血構造改革の重点事項」について示され、平成18年10月から「献血者健康被害救済制度」の運用が開始された。

平成18年10月、「献血カード」が全国導入され、的確な本人確認が容易となった。

輸血用血液製剤の安全性を高めるため、「保存前白血球除去」が、血小板製剤は平成16年10月25日採血分から、成分採血由来血漿製剤は平成18年3月1日採血分から、全血採血由来製剤は平成19年1月16日採血分から実施され、すべての輸血用血液製剤に導入された。

また、輸血用血液製剤への皮膚常在菌混入の低減化を図るために、「採血時における初流血除去」が、血小板製剤は平成18年10月26日採血分から、全血採血由来製剤は平

成19年3月26日採血分から、成分採血由来血漿製剤は平成20年1月23日採血分から実施され、すべての輸血用血液製剤に導入された。

平成19年11月14日、血小板の有効期間を採血後72時間以内から採血後4日間に延長された。

なお、奈良県の献血事業は昭和39年の閣議決定に基づき、献血推進母体として昭和39年11月に「奈良県献血推進協議会」が設置されたのをはじめ、各市町村に献血推進協議会が設置され、また献血受入れ施設として昭和40年3月に「奈良県血液センター」が設立されたことにより開始した。

その後、昭和46年7月から採血業務は日本赤十字社に移管され、昭和57年4月「奈良県赤十字血液センター」が大和郡山市に新築移転した。

また、昭和63年7月には本県において皇太子同妃両殿下の御臨席を仰ぎ「第24回献血運動推進全国大会」を開催し、平成元年4月には奈良市内に「なら献血ルーム」が開設された。

なお、奈良市三条通りの南都銀行本店別館2階に設置された奈良県赤十字血液センター奈良出張所（通称：献血ルーム）は、平成10年9月2日に奈良市小西通りの石崎眼科ビルに移転した。

平成12年4月1日より、奈良医大出張所が廃止され、なら献血ルームが毎週火曜日も開設となつた。

平成19年2月1日、奈良県赤十字血液センター奈良出張所（通称：献血ルーム）は、奈良市小西通りの石崎眼科ビルから近鉄奈良駅ビル6階に移転した。

平成20年3月4日、近鉄奈良駅ビル献血ルーム開所15,000人献血達成した。

平成21年3月15日、献血者全員に糖尿病関連検査（グルコアルブミン検査）を開始した。

平成23年4月1日より、天理出張所が廃止された。

平成23年4月1日、新しい採血基準により400mL献血年齢は、男性に限り18歳から17歳に引き下げられた。また、検査も血液比重から貧血を調べる血色素量に変更された。

【 平成23年度献血推進事業 】

(1) 400mL・成分献血啓発事業

① 「愛の血液助け合い運動」(7月～8月)

広く県民各層に献血思想を普及し、血液が減少する夏場の血液を確保するため。

ア. 街頭献血キャンペーンを県内市町村36ヶ所で実施

イ. 献血運動啓発ポスター募集事業（作品応募点数196点）

【入賞】特選1名、入選5名、佳作14名（うち、特選・入選者を表彰）

【入賞作品の展示】

・イオンモール橿原アルル（3F）「スポーツオーソリティ」前橿原市曲川町7-20-1

平成23年8月2日（火）～平成23年8月9日（火）

・イオンモール大和郡山（1F）「ジョーシン」前 大和郡山市下三橋741

平成23年8月23日（火）～平成23年8月30日（火）

・入賞作品を活用して、「献血啓発しおり」を作成し、県内の書店へ設置

ウ. 献血功績者の表彰（表彰式：平成23年7月26日）

・厚生労働大臣 表彰状 1団体 感謝状 7団体

・奈良県献血推進協議会会長 表彰状 5団体 感謝状 8団体

・献血運動啓発ポスター特選・入選者に賞状贈呈 特選1名 入選5名

② 市町村・保健所献血事務主管課長及び担当者会議（平成23年6月30日）

③ 奈良県献血推進協議会（平成24年2月3日）

・平成23年度 献血状況

・平成24年度 事業計画、献血者目標数（55,657人）、表彰者確定

(2) 若者献血啓発事業

① 「はたちの献血キャンペーン」

・街頭献血キャンペーンを県内市町村26ヶ所で実施

② 県内高校生・大学生献血啓発事業

・県内大学の大学祭に啓発パネル展示

・県内高校1年生へ「献血啓発リーフレット」を配布

平成24年度奈良県献血推進計画

本計画は「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）に基づき定める奈良県における平成24年度の献血推進に関する計画である。

1. 献血により確保すべき血液目標量

平成24年度に必要と見込まれる血液の量は、全血献血において15,672L、成分献血において6,158L（血小板献血：3,510L、血漿献血：2,648L）であり、確保すべき血液目標量は、21,830Lである。

2. 目標量を確保するために必要な措置に関する事項

県・市町村及び採血事業者（日本赤十字社奈良県支部・奈良県赤十字血液センター）は、相互に連携し、献血推進組織等の協力を得て献血による血液目標量を確保することに努めるものとし、その達成に必要な措置に関する事項を以下のように定める。

（1）400mL献血・成分献血の推進

安全な血液製剤の安定供給のため、広く県民の方々に400mL献血・成分献血を推進し、本計画における血液目標量を確保するとともに、日々における赤血球製剤適正在庫の維持と血小板等、不足しがちな輸血用血液の効率的な確保を図る。

（2）プラス1献血の推進

安全な献血適格者である登録献血者に対し、さらにもう1回の複数回献血を推進することにより、本計画における血液目標量のより安定的な確保と安全な血液の確保を図る。

奈良県赤十字血液センターは、設立した奈良県赤十字血液センター複数回献血クラブ（愛称：ハーディアクラブ）のクラブ会員を主な対象として、情報誌及び電子メール等による情報発信、各種講演会・健康相談事業の実施等、各種サービスの提供により会員を募り、安全な複数回献血者をより多く確保する。

県・市町村及び採血事業者は、協力し、相互に連携を図りながら複数回献血の推進に努める。

（3）献血協力団体の確保

奈良県赤十字血液センターは、感染症集団発生時及び災害時等、血液が不足する緊急時はもとより平素においても、必要な輸血用血液を迅速に確保することを目的として、機動的・効率的な組織的協力を得るため、企業等の事業所をはじめ多くの各種既存団体を献血協力団体として確保する。

県は、これらの取組を支援する。

なお、可能な場合は、奈良県献血推進協議会及び奈良県赤十字血液センターとの三者間で献血協力活動に関する文書締結を行う。

（4）若者献血の推進

将来の献血を担う若者に対する献血の意義や必要性の知識普及により、若者献血を推進し、少子高齢化社会に伴う血液不足問題の解消と将来的な血液の安定確保に

つなげることを目標とする。

なお、若者に対して広報誌やパンフレット等を含む様々な広報手段を用いて気軽に目に触れる機会を増やすとともに、「チッチ」や「ハーディア」等の献血推進キャラクターを活用し、効果的・実効性のある普及啓発を行う。

(5) 献血者が安心して献血できる環境の整備

奈良県赤十字血液センターは、献血の受け入れに当たっては献血者を懇切丁寧に処遇し不快の念を与えないように留意するとともに、献血者のニーズを把握し、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報を保護するとともに、献血による健康被害に対する補償のための措置を実施する等献血者が安心して献血できる環境整備を行う。

特に初回献血者が抱いている不安等を払拭するため、採血の手順や採血後の過ごし方等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全確保を図る。

また、採血所や採血バスのなお一層のイメージアップを図り、献血者の増加に努める。

県は、これらの取組を支援する。

3. 目標量を確保するための具体的方策に関する事項

県・市町村及び採血事業者は、献血推進組織等と連携し、広く県民の方々に対し、献血への理解と協力を求め目標量を確保するために、医療に必要な血液製剤の確保が善意の自発的な献血によって支えられていること等、献血の必要性をPRすることとし、その具体的方策に関する事項を以下のように定める。

(1) 献血推進のための普及啓発・広報活動

① 街頭献血キャンペーンの実施

- ・「愛の血液助け合い運動」（7～8月）

全国的に展開される「愛の血液助け合い運動」の一環として、広く県民の方々に献血思想の普及を図り、血液が不足する夏期における献血者の確保を目的とする。

- ・「はたちの献血」キャンペーン（1～2月）

新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く県民の方々に献血への理解と協力を求め、血液が不足する冬期における献血者の確保を目的とする。

② 献血運動啓発ポスター募集

「愛の血液助け合い運動」の一環として、献血運動啓発ポスターの募集を行い、献血運動推進を図る。

また、入賞作品について、表彰及び展示を行う。

③ 献血功績者表彰式の開催

- ・厚生労働大臣表彰状・感謝状伝達

献血事業の推進に積極的に協力し、他の模範となる功績のあった団体に対して贈呈された厚生労働大臣表彰状・感謝状の伝達を行う。

・奈良県献血推進協議会会長表彰状・感謝状の贈呈

奈良県献血推進協議会会長である奈良県知事から、献血事業の推進に功績のあった団体に対して表彰状・感謝状を贈呈する。

④ 広報メディアによる広報活動

報道機関等への資料提供により、幅広い年齢層の方々に献血思想の普及を図り、また定例献血場所を周知する。

⑤ 市町村の規模に応じた献血の推進

献血推進協議会の設立、広報・有線放送・地域における催し物の機会等を活用する等市町村の規模にあった啓発活動を実施し、献血を推進する。

⑥ 血液センター見学及び献血の体験学習の推進

血液センターの見学や献血の体験学習を通して、幅広い年齢層の方々に献血への理解を深める。

(2) 学生献血の推進

少子高齢化社会における将来的な血液の安定確保を目的とし、下記の①～③により、学校等の協力を得て、献血可能となる生徒及び学生にいち早く献血の意義や必要性の知識普及を行い、より効果的・効率的に若者献血を推進する。

① 高校生等に対する啓発

高等学校等へ献血啓発冊子を配布し、生徒の献血に対する理解を深める。

平成21年7月の「高等学校学習指導要領解説保健体育編」への献血事項の掲載及び平成23年4月1日の採血基準改正により、男性に限り400ml献血の17歳への年齢引き下げを踏まえた、リーフレット等による啓発を行い献血の推進を図る。

また、「献血セミナー」を通して献血や血液製剤に関する理解の促進に取り組む。

② 大学生に対する啓発

大学キャンパス内において、献血を実施するとともに、学生献血推進協議会と連携して学生による献血啓発を行い、啓発活動を含めた学生の自主的な献血参加を促す。

③ 教育委員会及び私立中学高等学校連合会との連携の強化

教育委員会及び私立中学高等学校連合会とのより一層の連携により、高校生等に対する献血及びその啓発の推進を円滑に実施する。

(3) 献血推進組織の育成に関する事項

献血運動の活性化を目的として、下記の①②により、献血推進組織の育成を図り、献血推進活動の基盤を強化する。

① 市町村献血事務担当職員研修の実施

県民の方々に必要な情報提供を円滑に実施する体制を目指し、地域住民と最も密接な市町村献血事務担当者の研修を実施する。

② ボランティア活動の推進

学生献血推進協議会、学生ボランティアサークル、ライオンズクラブ及び日本赤十字社奉仕団等、献血推進団体との一層の連携を行い、献血活動への

積極的な参加を通じ献血運動の活性化につなげる。

4. その他献血の推進に関する重要事項

(1) 献血の推進に際し、考慮すべき事項

① 血液検査による健康管理サービスの充実

奈良県赤十字血液センターは、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際し、献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認して、その結果を通知する。また、血色素検査により低色素で献血ができなかつた献血申込者に対して健康相談を実施し、献血者の増加を図る。

県及び市町村は、これらの取組に協力する。

② 献血者の利便性の向上

奈良県赤十字血液センターは、安全性に配慮しつつ、効率的に献血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた採血バスによる計画的採血等採血者の利便性及び安全で安心な献血に配慮した献血受入体制の整備及び充実を図る。

県及び市町村は、奈良県赤十字血液センターと十分協議して、採血バスによる採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等献血の受け入れに協力する。また、奈良県赤十字血液センターとともに献血実施の日時や場所等について、住民に対して献血への協力が得られるよう、十分な広報を行う。

③ まれな血液型の血液の確保

奈良県赤十字血液センターは、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ献血協力者に対して、その意向を踏まえ、登録を依頼する。

④ 200mL献血の在り方について

県・市町村及び採血事業者は、医療機関からの需要、血液製剤の安全性、製剤効率の観点から、献血を推進する上では、400mL献血を基本として行うものとする。

しかしながら、今後の献血推進という観点からは、若年層の献血推進が非常に重要であることから、400mL献血ができない若年層に対しては、学校と協力して「献血セミナー」を実施する等、献血の知識について啓発する取組を積極的に行う。また、200mL献血については、将来の献血基盤となる若年層の初回献血を中心に推進する。

(2) 血液製剤在庫水準の把握と災害時等血液不足時の的確な対応

県・市町村及び採血事業者は、災害時等血液不足時において的確に対応するため血液製剤の在庫を把握し、連携・協力して献血の確保に努める。

なお、災害時等血液不足時には率先的に提供可能な団体等を通じて、献血の要請を行う。

今般の東日本大震災により、東北地方の一部の地域で献血受入ができない環境となつたが、全国の被災していない地域において被災地域の需要分を加えた献血血液を確保し、医療機関のニーズに合わせて血液製剤を安定的に供給した。今後も、献血者確保に支障をきたさないよう、継続的な献血推進を図っていく。

(3) 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

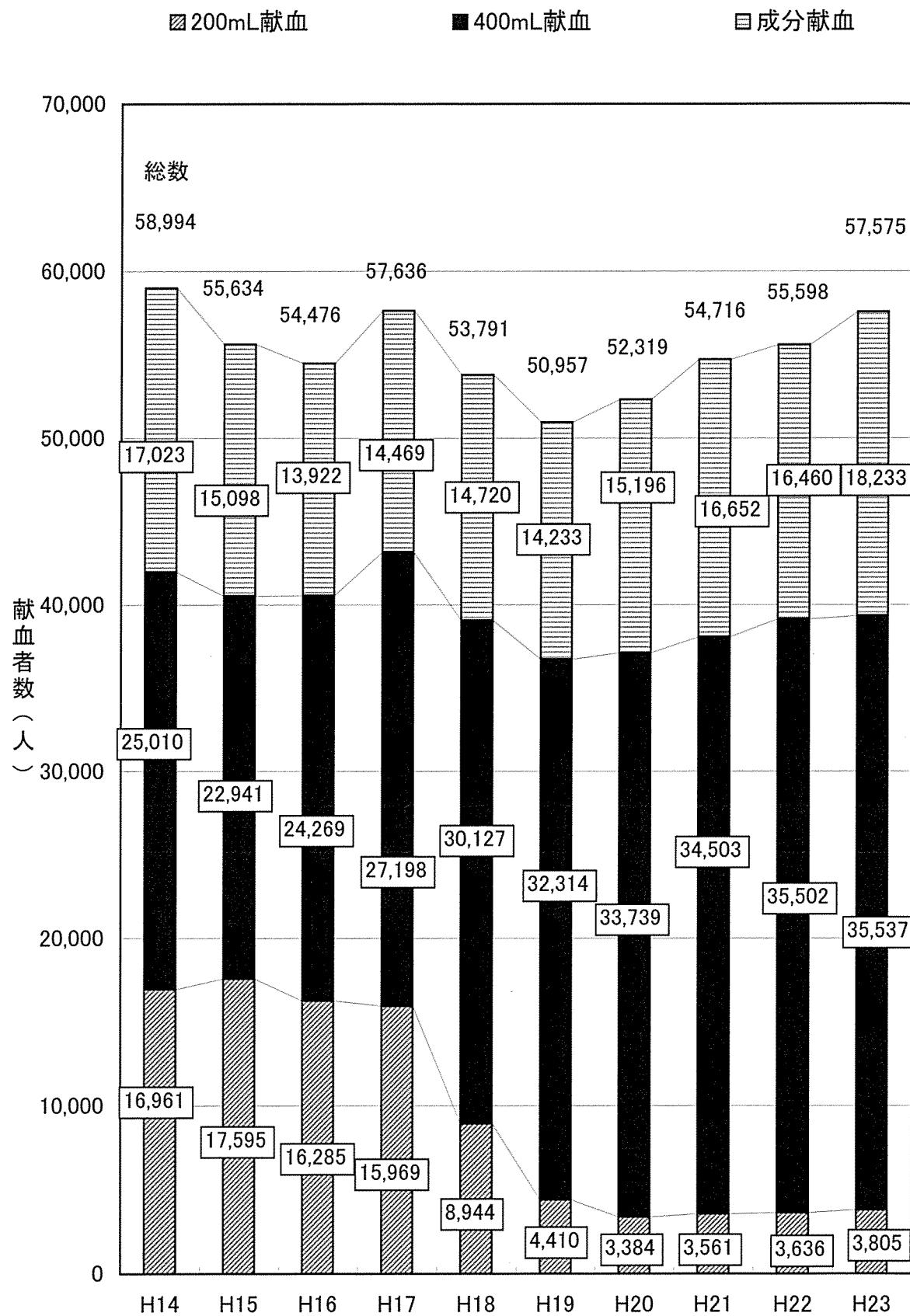
県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的又は長期的な効果及び進捗状況、奈良県赤十字血液センターによる献血実績を確認し、次年度の献血推進計画作成に当たり参考とする。

奈良県赤十字血液センターは、献血実績や体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

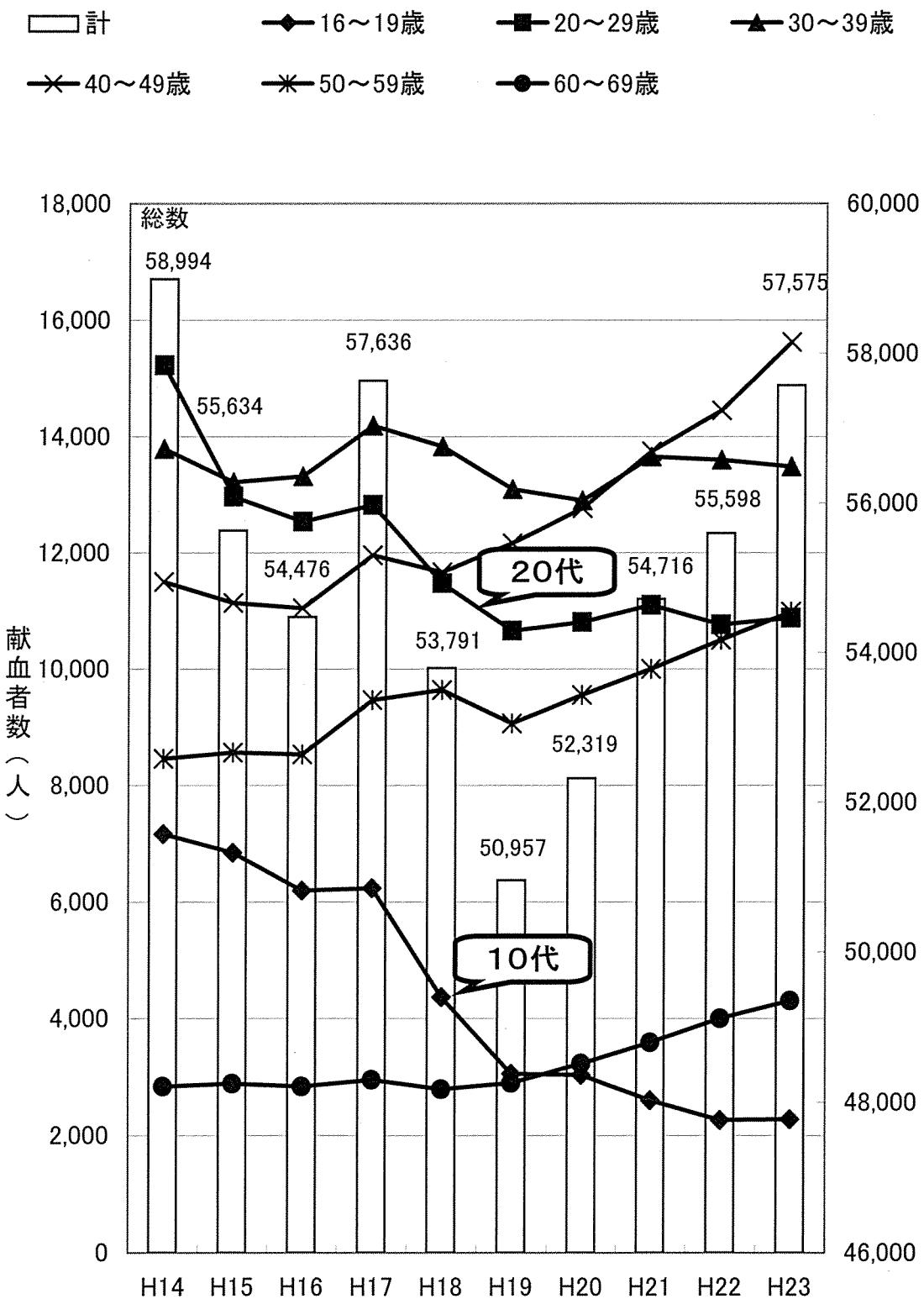
【参考】 平成24年度血液確保目標量に対する献血目標者数

200mL	624L	3,118人
400mL	15,048L	37,621人
成分献血	6,158L	14,918人
合 計	21,830L	55,657人

献血者数の年度別推移(過去10年)



年齢別献血者状況(過去10年)



平成23年度 市町村別献血状況

奈良県赤十字血液センター

保 健 所 别	目標数	居 住 地 别 献 血 者 数				達成率 (B/A)	採 血 場 所 别 献 血 者 数			稼動数 (台数)	
		200mL	400mL	成 分	計(B)		男 性	女 性	計		
奈 良 市	14,706	776	6,178	6,221	13,175	89.6	14,595	8,096	22,691	494.7	
小 計	14,706	776	6,178	6,221	13,175	89.6	14,595	8,096	22,691	494.7	
郡 山	大 和 郡 山 市	3,632	244	2,062	2,211	4,517	124.4	9,313	2,988	12,301	302.3
	天 理 市	2,770	276	2,476	1,774	4,526	163.4	2,263	761	3,024	62.5
	生 駒 市	4,843	165	1,091	912	2,168	44.8	693	248	941	19.8
	平 群 町	807	38	265	122	425	52.7	49	60	109	2.3
	三 鄉 町	914	44	372	166	582	63.7	183	123	306	6.0
	斑 鳩 町	1,134	62	513	306	881	77.7	167	79	246	5.3
	安 堵 町	330	18	167	173	358	108.5	96	32	128	2.6
	山 添 村	154	10	107	35	152	98.7	79	23	102	2.0
小 計	14,584	857	7,053	5,699	13,609	93.3	12,843	4,314	17,157	402.8	
桜 井	樺 原 市	5,036	352	3,584	876	4,812	95.6	5,387	2,746	8,133	159.4
	桜 井 市	2,380	152	1,460	300	1,912	80.3	765	360	1,125	23.3
	川 西 町	347	18	237	126	381	109.8	241	83	324	6.5
	三 宅 町	300	26	186	142	354	118.0	79	47	126	2.5
	田 原 本 町	1,299	98	950	343	1,391	107.1	561	224	785	18.8
	高 取 町	290	29	196	11	236	81.4	121	61	182	4.0
	明 日 香 村	232	17	190	23	230	99.1	88	56	144	3.5
	宇 陀 市	1,367	71	677	159	907	66.3	299	75	374	7.5
	曾 爾 村	68	2	13	0	15	22.1	0	0	0	0.0
	御 杖 村	66	1	11	1	13	19.7	0	0	0	0.0
小 計	11,385	766	7,504	1,981	10,251	90.0	7,541	3,652	11,193	225.5	
城 岸	大 和 高 田 市	2,876	175	1,715	212	2,102	73.1	804	295	1,099	23.8
	御 所 市	1,163	63	653	161	877	75.4	399	160	559	11.2
	香 芝 市	3,002	117	1,414	340	1,871	62.3	675	285	960	18.0
	葛 城 市	1,438	90	964	139	1,193	83.0	476	175	651	15.7
	上 牧 町	969	45	373	139	557	57.5	86	89	175	4.5
	王 寺 町	918	46	332	217	595	64.8	173	158	331	6.8
	広 陵 町	1,370	88	815	141	1,044	76.2	487	245	732	14.9
	河 合 町	760	32	280	138	450	59.2	83	29	112	2.9
小 計	12,496	656	6,546	1,487	8,689	69.5	3,183	1,436	4,619	97.8	
内 吉	五 條 市	1,352	89	877	77	1,043	77.1	573	259	832	17.6
	野 追 川 村	17	0	3	14	17	100.0	0	0	0	0.0
	十 津 川 村	131	0	13	7	20	15.3	0	0	0	0.0
	野 小 計	1,500	89	893	98	1,080	72.0	573	259	832	17.6
吉 野	吉 野 町	328	18	239	24	281	85.7	182	96	278	6.0
	大 淀 町	776	70	755	59	884	113.9	271	191	462	10.8
	下 市 町	247	25	214	32	271	109.7	92	56	148	2.8
	黒 滝 村	30	0	38	0	38	126.7	37	16	53	1.0
	天 川 村	57	1	19	0	20	35.1	0	0	0	0.0
	下 北 山 村	37	6	43	9	58	156.8	51	18	69	1.5
	上 北 山 村	23	0	7	0	7	30.4	0	0	0	0.0
	川 上 村	57	4	29	0	33	57.9	11	5	16	0.5
	東 吉 野 村	74	2	68	0	70	94.6	42	15	57	1.0
	小 計	1,629	126	1,412	124	1,662	102.0	686	397	1,083	23.6
市 町 村 計	56,300	3,270	29,586	15,610	48,466	86.1	39,421	18,154	57,575	1,262.0	
県 外 計		535	5,951	2,623	9,109		0	0	0	0.0	
合 計	56,300	3,805	35,537	18,233	57,575	102.3	39,421	18,154	57,575	1,262.0	